

○給付奨学金継続のための学業成績基準について

給付奨学金は、以下3段階の基準によって学業成績判定を行います。

①「廃止」基準（給付打ち切り）

- ・適格認定において2年連続で「警告」判定となった場合
- ・以下の単位数の場合

<給付奨学金「廃止」基準となる修得単位数>

全学部共通	1年終了時	2年終了時	3年終了時
2024年度まで	15単位以下	31単位以下	75単位以下
2025年度以降	18単位以下	37単位以下	75単位以下

2025年度の成績から基準が変更になります！

※但し、上記の単位数は給付奨学金を継続するための最低限の必要単位数です。この基準を目標にしていると、4年間で大学を卒業することが困難となる可能性が高くあります。下記の「学業成績基準」の単位修得を心がけてください。

<奨学金継続のための学業成績基準>

	1年終了時	2年終了時	3年終了時
全学部共通	31単位	62単位	93単位

②「停止」基準

(給付奨学金の振込が停止するが、翌年度の学業成績によっては翌々年度から給付奨学金の支給が再開される)

- ・2年連続で「警告」判定を受けた場合のうち、2回目の「警告」の理由が「通年GPA（平均成績）が所属する学部の下位1/4に該当する場合」のみの場合

③「警告」基準（2年連続で「警告」判定を受けると給付打ち切り）

- ・通年GPA（平均成績）が所属する学部の下位1/4に該当する場合

※2023年度の下位1/4にあたるGPA数値は以下の通りです。

なお、下位1/4のGPA数値は毎年度変動しますので、ご承知おきください。

<2023年度下位1/4 GPA>※年度によって異なりますので、目安としてご確認ください。

	1年生終了時	2年生終了時	3年生終了時
人文学部	1.96	1.87	2
法学部	1.63	1.4	1.5
経済経営学部	1.58	1.77	1.74
心理学部	2.5	1.87	2.26

- ・以下の単位数の場合

<給付奨学金「警告」基準となる取得単位数>

	1年終了時	2年終了時	3年終了時
全学部共通	18単位以下	37単位以下	—

上記単位数を満たしていても、単年度の修得単位数が極端に少ない場合や、学習意欲が認められない場合は、奨学金の継続が不可となる場合がありますのでご注意ください。

また、学業成績が著しく不良である場合（年間の取得単位数が4単位以下等）、交付済みの給付奨学金及び授業料減免額分を一括で返還していただく場合があります。更に、学期途中で休学・退学等により学籍異動があった場合、学籍異動のあった月以降の授業料については減免対象外となるため、減免額分を返金していただく場合があります。学籍異動の時期によって返金額が異なるため、必ず事前に学生支援課にご相談ください。